平成２９年（フ）第５６号
福岡県行橋市西宮市２丁目14番２号　リファインドレジデンスＢ102　安永方
債務者　吉田江利子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3997番地39
債務者　亀鷹　好人
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９８号
埼玉県入間市大字下藤沢554番地14
債務者　榊原　友紀（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３４号
埼玉県川越市大字木野目251番地８
債務者　奥　　晃一
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０８０号
札幌市中央区南９条西６丁目２番40―408号
債務者　加賀まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９６号
札幌市東区北11条東10丁目５番15号　コーポ春６号
債務者　厚地　修身
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７号
釧路市千代ノ浦２番23号
債務者　伊賀　秀子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３１号
釧路市星が浦大通５丁目５番27号
債務者　坂本みち子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
釧路市星が浦大通５丁目５番27号
債務者　坂本　康晴
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４１号
青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目４番地６
債務者　畠山　侑也
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第４３号
青森県上北郡おいらせ町東下谷地116番地４
債務者　種市　隆雄
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１１８号
群馬県藤岡市藤岡1677番地３　シティパレス芦田203号
債務者　阿辻　　巧
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２７２号
埼玉県草加市瀬崎３―23―１　青宙、住民票上の住所埼玉県吉川市吉川団地１番５号301
債務者　西峪　貴英
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
埼玉県草加市青柳６丁目10番22―３号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
埼玉県ふじみ野市富士見台９番２号　大塚荘202
債務者　鈴村　良一
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７５号
埼玉県熊谷市押切2626番地１　シグマハイツ207号
債務者　瀬戸　　勉
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６４号
愛知県一宮市定水寺字郷内37番地１　デイサービス本舗一宮、住民票上の住所愛知県一宮市木曽川町外割田字大畔西70番地
債務者　佐藤　絹代
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２７号
愛知県稲沢市平和町下起南143番地１　テアコート平和Ｂ棟102号室、住民票上の住所愛知県愛西市日置町山の池138番地
債務者　余郷　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部